

2024年（令和6年）11月8日

〒150-8001

東京都渋谷区神南2丁目2番1号

日本放送協会

会長 稲葉延雄様

〒920-0206 石川県金沢市北寺町へ9番地3

適格消費者団体 特定非活動法人

消費者支援ネットワークいしかわ

理事長 橋本明夫

TEL：076-254-6733 FAX：076-254-6744

E-mail:info@csnet-ishikawa.com

【連絡先】

〒921-8013 石川県金沢市新神田3丁目8番3号

北島法律事務所

弁護士 北島正悟

TEL：076-259-0066 FAX：076-259-0669

申入れ終了通知書兼要望書

当法人は、2017年（平成29年）5月15日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法第13条に基づく内閣総理大臣の認定を受けた消費者団体です。

貴協会から当法人の照会に対する回答書（2023年5月19日付）をいただき、内容を確認いたしました。貴協会では、2023年4月1日付の放送受信規約改定において、当法人が削除を求めていた放送受信規約旧第12条(2)が削除されるに至りました。

そして、同じく割増金徴収の要件として規定されていた旧第12条(1)の「放送受信料の免除について不正があったとき」については、「放送受信料免除の申請書記載の内容に虚偽があったときその他第10条の放送受信料の免除について不正があったとき」との規定に変更されているところ（現第12条第1項(2)）、貴協会は、旧第12条(1)の「不正があったとき」については故意のみならず過失の場合も含まれ得

るとの解釈を示されており、上記回答書では、現第12条第1項(2)の「不正があったとき」についても同様に、「故意の有無や過失の程度を含め、個別事情を総合的に勘案しながら、不正な手段・・・により放送受信料の支払いを免れた場合であるか、また、割増金を請求すべきケースか否かを判断していくことになる」として、過失による場合を排除しない解釈を維持しています。

しかし、いかに重大な過失があったとしても、これを「不正があった」ものとして割増金の請求対象となり得るとするのは、一般の受信契約者の理解において想定し得ないものと考えます。まして、現第12条第1項(2)では、「放送受信料免除の申請書記載の内容に虚偽があったときその他第10条の放送受信料の免除について不正があったとき」との規定になっているところ、例示として規定されている「放送受信料免除の申請書記載の内容に虚偽があったとき」というのは通常は故意に虚偽の記載をした場合を指すとしか考えられないことからしても、この第12条(2)に過失の場合も含まれうると解することには無理があると考えます。

つきましては、当法人は、貴協会に対して、旧第12条(2)を削除されたことについては当法人の申入れの趣旨に沿った規約改定がなされたものとして申入れを終了いたしますが、引き続き消費者にとって不測の損害が生じることのないような放送受信規約の整備及びその運用に努めていかれることを要望いたします。

以上